

Q1 生物多様性に関する「2050年東京の将来像」

- ① 公園緑地、公共施設、団地等、造成地や建造物を含むあらゆる施設で、地形区分を代表する自然景観が保全、再生されています。
丘陵地・台地では、武蔵野を代表する自然景観である<雑木林><ススキ草地><湧水・用水等の小川や湿地>が保全・再生されています。
- ② 東京都の面積の50%相当が自然保護区に指定されています。
- ③ 東京都および都内すべての市区町村で「生物多様性戦略室」や「自然保全課」等の部署に専門職員が雇用されています。
- ④ 生物多様性の保全回復に関わるすべての公共事業が協働で行われています。

Q2 生物多様性に関する「2050年東京の将来像」の実現に向けて進める取組

基本戦略1 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

- ① 里地里山のアンダーユースによる生物多様性の喪失を解決するために、伐採更新、草刈りや火入れ、かいぼり等の人為的作用を回復し、遷移を停止または後退させます。
- ② 保全地域では、東京都は生物多様性を適正に管理できる費用を支出し、管理団体は作業の産物や都民に対する体験等サービス料を活動費に充当して、保全地域の管理水準を向上させます。
- ③ 侵略的外来種において、種ごとに根絶や低密度管理の目標を策定し、防除の技術開発・モニタリング・予防対策等を行います。
- ④ 水生生物の水中での移動、または水中―陸上の移動を阻害している河川横断物や垂直護岸等を撤去するか、生物の移動を阻害しない構造に改修します。

基本戦略3 生物多様性の価値を認識し、
都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動に変える

- ⑤ 生物多様性に関する質の高い教育を十分な量で行い、侵略的外来種が蔓延している状況を【原風景として許容する価値観】を転換していきます。